資料2 ネーミングライツ料に関する契約書



宝塚市立花屋敷グラウンドネーミングライツ契約書

宝塚市(以下「甲」という。)と国際ライフパートナー株式会社(以下「乙」という。) は、甲市有財産の宝塚市立花屋敷グラウンドにかかるネーミングライツ(以下「ネーミン グライツ」という。)を乙に付与するに際し、次のとおり宝塚市立花屋敷グラウンドネーミ ングライツ契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、ネーミングライツにかかる愛称の命名権について、基本的な事項を定 め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

甲は、乙から支払われる契約料を宝塚市立花屋敷グラウンドの維持管理等を実施し、 乙は、甲の事業目的に賛同して、契約料を支払い、ネーミングライツの付与を受け るものとする。

(ネーミングライツ)

第2条 本契約に基づき、甲が乙に付与するネーミングライツは、次の施設を対象とする ものとする。

対象施設 正式名称:宝塚市立花屋敷グラウンド 多目的グラウンド

所在

:宝塚市花屋敷荘園4丁目2番35号

2 乙は、事前に甲に提案し、甲の書面による承認を得た名称(以下「本件名称」とい う。) を対象施設「宝塚市立花屋敷グラウンド 多目的グラウンド」の正式名称含む 愛称名として命名することができる。

対象施設 正式名称:宝塚市立花屋敷グラウンド 多目的グラウンド

愛称名

: ライフパートナーフィールド

- 3 乙は、本契約書第5条第1項に基づき、対象施設の宝塚市立花屋敷グラウンドに本 件名称を含む愛称にかかる名称標示を設置することができる。
- 4 乙は、対象施設にかかるネーミングライツの保有者であることを、乙の管理する媒 体 (ホームページ)、新聞、雑誌等出版物等で標榜することができる。



(契約期間)

- 第3条 本契約の期間は2年間とし、平成30年4月1日から平成32年3月31日とする。
 - 2 乙の愛称標示開始日は、平成30年4月1日以降とする。
 - 3 契約期間満了後、引き続きネーミングライツにかかる愛称の命名権の付与を受けよ うとするときは、乙は期間満了前90日までに甲へ申請しなければならない。甲は、 申請受付後、必要な手続きを経て、乙へ優先交渉権を付与する。

(契約料と支払等)

- 第4条 本契約に基づく契約料は、1年間あたり金1,500,000円(取引に係る消費税額及び 地方消費税額を含む)とする。ただし、名称標示が可能な期間(実際に乙が標示し ているか否かを問わない)が1年間に満たない場合には、月割りで算出するものと する。
 - 2 乙は、前項に定める契約料を、甲が通知する内容に基づき、納付期日までに納付するものとする。なお、納付方法は、毎年度ごとに、本市の請求に基づき、各年度分を4月30日(土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日)までに一括して前納することを基本とする。ただし、平成30年度にあっては平成30年5月末日までに甲に支払うものとする。
 - 3 乙が、前項の納付期日までに契約料を納付しないときは、甲は、延滞期間に応じ、 宝塚市延滞金等徴収条例(昭和41年6月20日条例第24号)に規定する額を延滞 金として徴収する。
 - 4 甲は、徴収した契約料は還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部 または一部を還付することがある。

(名称の標示)

- 第5条 乙は、甲の承認を受け、宝塚市立花屋敷グラウンドに名称標示を設置することができる。ただし、名称標示の設置費用及び維持修繕に要する経費は、乙の負担とする。
 - 2 乙は、本契約が終了したとき、甲の承認を受け、自らの責任と費用負担により、名 称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。
 - 3 名称標示のデザインは別図のとおりとし、設置場所仕様等の詳細については、乙は、 甲の承認を受けるものとする。
 - 4 事故その他の事由により対象標示物が損傷し、名称標示が判別不能となった場合乙は、第1項の規定に基づき、再度名称標示を設置することができる。

(名称の変更)

- 第6条 乙は、本契約期間中、本件名称を変更することはできない。ただし、名称変更の 必要性について特段の理由がある旨を甲に書面により説明し、甲から同意を得た場 合は、この限りでない。
 - 2 前項ただし書による変更に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

(知的財産権)

第7条 乙が本件名称に関して知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号) 第2条第2項に規定する権利をいう。)を取得した場合においては、乙は、甲がこれ を無償で使用することを認める。

2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲・乙協議により別途定める。

(損害賠償)

第8条 甲及び乙は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、そ の損害を賠償しなければならない。

(本契約の解除)

- 第9条 甲は、乙に宝塚市ネーミングライツスポンサー応募資格基準第2条の規定に該当するなどの信用失墜行為に伴い、施設のイメージを損なう恐れが生じた場合、甲は何らかの催告なく本件契約を解除し、被った被害について乙に賠償を求めることができる。
 - 2 乙は、前項に該当し本契約を解除した場合には、直ちに、甲の書面による承認を受け、自らの責任と費用負担により名称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。
 - 3 甲は、業務上緊急的にやむを得ない事由がある場合には、本契約を解約することができるものとし、乙は、直ちに自らの責任により名称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。ただし、費用負担については甲・乙協議により定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、本契約により生じる権利を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はそ の権利を担保に供してはならない。

(秘密保持)

- 第11条 甲及び乙は、この契約に関して相手方から知り得た秘密を他人に漏らしてはな らない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
 - 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するものは適用しない。
 - (1) 相手方から開示を受けたときに、既に自ら所有していたもの .
 - (2) 相手方から開示を受けたときに、既に公知であったもの
 - (3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責めによらないで公知となったもの

(暴力団の排除)

第12条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、宝塚市暴力団の排除の推進に関する条 例第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定 する暴力団密接関係者(以下「暴力団等」という。)であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

2 第8条第5項及び第6項、第9条並びに第10条の規定は、前項の規定による契 約の解除に準用する。

(意見聴収及び情報提供)

- 第13条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。
 - (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県宝塚警察署長に意見を聴くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に関し紛争が生じた場合は、神戸地方裁判所をその管轄裁判所とする。

(補足)

第15条 本契約書に定めのないものについては、関係法令及び宝塚市契約規則(平成2 2年規則第9号)によるほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

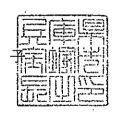
この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙が記名押印のうえ、各1通を 保有する。

平成 30 年 4 月 / 日

甲 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長 中 川 智



乙 (所 在 地)

(商号又は名称)

神戸市中央区海岸浦6番地国際ライフパートナー株式会社代表取締役 荒谷 明

(代表者職氏名)



Life!

RELIE

A life partner

Ricold